

糸島市合併浄化槽設置整備補助金申請 の手続き

H26.2.18

**浄化槽補助金
【交付申請書】提出**

交付規程第4条

申請者二人の場合それぞれの印鑑が必要

<添付書類>

- 位置図・字図 住宅平面図（配置・配管図）
- 浄化槽設置届及び受理書の写し
- 工事請負契約書の写し
- 誓約書（申請地と住所が異なる場合、住民票異動の誓約書）
- 小型合併浄化槽機能保証登録証
- 浄化槽設備士免状又は修了証書の写し
- 認定書の写し、登録証の写し、浄化槽管理(C)票
- 賃貸人の承諾書（住宅等を借りている者）
- 建築確認通知の写し（新築・増築の場合）
- その他市長が必要と認める書類

1. 見積書
2. 送風機が確認できるもの
3. 県知事登録番号・届出番号が確認できるもの
4. 意見書の写し（意見書記載事項を整えておくこと）

**浄化槽補助金
【決定通知書】交付**

交付規程第6条

補助金交付決定通知書交付日から工事着手可
（事前着工は認めない。）

着 工

中間検査
（浄化槽据付時）

交付規程第13条

浄化槽本体据付日の最低2日前までに検査担当者に連絡

竣 工

**浄化槽補助金
【実績報告】**

交付規程第8条

印鑑は補助金申請時と同一のものとする

<添付書類>

- 浄化槽法定検査（7条）依頼書及び領収書の写し
- 浄化槽工事完了届出書、工事検査報告書、使用開始報告書の写し
- 保守点検業者・清掃業者との業務委託契約書の写し
- チェックリスト
- 工事写真
- その他

1. 工事代金の請求書又は領収書の写し（内訳が確認できるもの）
2. 住民票の写し（申請地と申請者住所が異なる場合）
3. 竣工図面（申請書の図面に変更があった場合）

完了検査

交付規程第8条

検査日の最低2日前までに検査担当者に連絡
申請者は完了検査に立会

適 合

不適合（手直し等）の場合は、手直し完了後速やかに報告すること

**浄化槽補助金
【交付確定通知書】交付**

**浄化槽補助金
【交付請求書】**

印鑑は補助金申請時と同一のものとする